

第 1 回_地域福祉計画等策定委員会（H27. 11. 27 開催）

第 3 次小牧市地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定に係る基本方針

1. 策定の趣旨

本市では、平成 24 年 4 月より第 2 次小牧市地域福祉計画を策定し、地域住民により支え合い体制の充実化を図ってきた。

地域福祉計画に掲げる事業は、短期間で完結するものではなく、中長期的な展望にたって取り組む必要がある。

そこで、基本的には、第 2 次計画を継承するとともに、制度の変更など、本市を取り巻く状況の変化を踏まえ、新たな視点も取り込み第 3 次計画の策定を行う。

2. 計画期間

第 3 次計画の計画期間は、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間とする。

3. 計画策定の視点

計画の策定は、以下の視点により取り組むこととする。

(1) 実効性の高い計画の策定

- ・ 計画推進の段階で、実効性の高い計画とするため、第 2 次計画同様、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と一体的に策定する。（共同事務局を設置）
- ・ 計画期間内に優先して実施すべき事業（重点事業）を明確化し、分かりやすい計画策定を行う。
- ・ 小牧市高齢者福祉医療戦略会議での議論を踏まえ、策定された「小牧市高齢者福祉医療戦略プログラム」を基本としつつ、新たな課題の整理を行う。

(2) 計画の位置づけの明確化

- ・ 総合計画及び各種個別計画と地域福祉計画の関係性を整理し、計画の位置づけを明確化する。

(3) 地域福祉を取り巻く環境変化への対応

- ・ 高齢者施策（介護保険制度等）、障がい者施策、生活困窮者関連施策の動向など、地域福祉を取り巻く環境の変化について、検証する。
- ・ 本市において、先に策定された各種個別計画の内容を検証し、人口動態の推計、各種施策の展開方法などが計画に与える影響について検証する。

(4) 市民意見・市民ニーズの適切な反映

- ・ 市民意見を十分に取り入れて計画の見直しを行うなど、市民との協働による計画づくりを行う。

(5) 第 2 次計画の評価検証

- ・ 第 2 次計画に掲げる重点事業の進捗状況および課題を評価検証する。

第1回_地域福祉計画等策定委員会（H27.11.27開催）

(6) 進捗管理体制の構築

- ・ 計画の進捗管理ができる実効性の高い管理体制（システム）を構築する。
- ・ 福祉施策の推進に係るさまざまな組織を検証し、整理する。

4. 計画策定に係る検討・分析内容

(1) 市民ニーズ、各分野別計画の分析

- ・ アンケート調査（一般市民、中学生）を実施し、市民・中学生の地域福祉に関する意識を調査、分析する。
- ・ 総合計画及び各分野別計画の内容を整理、分析する。

(2) 第2次計画の評価検証

- ・ 現行計画の進捗状況、成果及び新たな課題を抽出し、分析する。

(3) 地区ごと（福祉6圏域及び小学校区）の特性、課題の整理

- ・ アンケート調査、地域座談会での意見、各分野別計画の内容等を踏まえ、福祉6圏域及び小学校区の特性、課題の整理を行う。

5. 策定体制

(1) 地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会

（目的）市及び社会福祉協議会が作成した計画素案に対する意見を聴く。

（構成）地域福祉計画等策定委員会設置要綱に基づく。

(2) 庁内体制

地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定 PT

（目的）・計画案の作成に係る調査、研究を行う。

- ・ 計画案の作成、調整を行う。

（構成）地域福祉計画策定 PT 設置要綱に基づく。

(3) 市民参加

ア パブリックコメント

策定案に対して市民からの意見を聞く。

イ アンケート調査

地域福祉に対する市民の意向等を調査し、計画に反映させる。

※ 調査項目については、第1次・第2次とも同一設問で実施し、定期的な測定を行い、市民ニーズの変化の把握に活用している。

※ 今回についても、基本的には同様とするが、必要な設問は追加する予定。

ウ 地域座談会（小学校区単位）：各小学校区1回

各圏域における課題の共有化を図るとともに、具体的な活動推進のために必要な連携のあり方や活動推進の手法について意見交換を行う。

エ 地域福祉推進シンポジウム

地域福祉を取り巻く状況を理解し、関心を高め、福祉活動への参加意識の向上を図るとともに、計画策定や推進に対する意識の高揚を図る。

第1回_地域福祉計画等策定委員会（H27.11.27開催）

